



東日本大震災の被災者へ

税制上の軽減措置のお知らせ

問合せ先

国税／豊橋税務署(☎52・6201)、
 県税／愛知県東三河県税事務所(☎35・6128)、
 市税／市役所市民税課(☎51・2200)

平成23年12月に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」などが施行され、所得税などの国税に関して、東日本大震災の被災者や復興推進に向けた取り組みを対象として新たな税制上の措置が追加されています。

平成23年4月に施行された「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」で創設された税制上の措置と合わせて、東日本大震災の被災者などは、所得税などの軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続きを行うことにより、税金の還付を受けることができます。詳しくは豊橋税務署に問い合わせるか、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。また、地方税についても軽減措置を受けられます。軽減措置を受けるためには、手続きが必要となる場合がありますので、詳しくは愛知県東三河県税事務所または市役所市民税課に問い合わせてください。

■新たに追加された税制上の措置(地方税)

	税制上の措置	概要
県税	不動産取得税の軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> 耕作などが困難となった農用地に代わる農用地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます 警戒区域内にあった農用地に代わる農用地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます
市税	個人住民税の軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> 住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、雑損控除の適用を受けることにより個人住民税の軽減を受けることができます



相談内容(対象など)	とき／定員(申込順)／担当※敬称略	ところ	問合せ先(申込期間)
消費生活相談 (消費者苦情、架空請求など)	月～金曜日(祝・休日を除く) 午前9時～午後4時30分	愛知県東三河県民生活プラザ(愛知県東三河総合庁舎1階)	愛知県東三河県民生活プラザ☎52・0999 ※電話相談も可
	月～金曜日(祝・休日を除く) 午前10時～正午、午後1時～4時30分	市役所安全生活課(東館2階)	安全生活課☎51・2305 ※電話相談も可
	土・日曜日(祝・休日を除く) 午前9時～午後4時	愛知県中央県民生活プラザ(愛知県自治センター1階)	愛知県中央県民生活プラザ☎052・962・0999 ※電話相談も可
行政相談 (国や特殊法人などに対する苦情、不満、要望などの相談)	第1～4木曜日(祝・休日を除く) 午後1時～3時／行政相談委員	市役所安全生活課(東館2階)	安全生活課☎51・2304
電話警察安全相談 (生活の安全に関わる相談)	月～金曜日(祝・休日を除く) 午前9時～午後5時	—	警察本部相談コーナー ブッシュホン☎#9110 ダイヤル回線☎052・953・9110



相談

相談内容は秘密厳守。気軽に相談してください。

※記載のない相談費用は無料。申し込みが必要な場合は申込期間が明記してあります

相談内容(対象など)	とき/定員(申込順)/担当※敬称略	ところ	問合せ先(申込期間)
こころの健康相談 (気分が沈み、眠れないなどのこころの問題で悩んでいる方)	3月6日・13日・27日の火曜日午前10時～正午、午後1時～3時/各4人/臨床心理士	保健所・保健センター (中野町字中原「ほいっぷ」内)	健康増進課 ☎39・9145 (予約制。前日まで)
精神保健福祉相談 (心の病で悩んでいる方と家族)	3月7日(水)午後1時30分～3時30分/4人/精神科医	保健所・保健センター (中野町字中原「ほいっぷ」内)	健康増進課 ☎39・9145 (予約制。3月5日まで)
歯科健康相談	3月8日(木)午前9時～11時/8人/歯科医師	保健所・保健センター (中野町字中原「ほいっぷ」内)	健康増進課 ☎39・9145 (予約制。2月29日まで)
薬物相談 (薬物関連の問題を抱える方の家族)	3月14日(水)午後1時30分～3時30分/2人/同じ境遇にある家族相談員	保健所・保健センター (中野町字中原「ほいっぷ」内)	健康増進課 ☎39・9145 (予約制。3月12日まで)
心の相談(女性)	3月14日(水)午後1時30分～3時40分/2人/心理カウンセラー	男女共同参画センター「パルモ」(神野ふ頭町ライフポートとよはし内)	男女共同参画センター ☎33・2822(予約制。2月29日からの月～土曜日午前9時～午後3時)
法律相談(女性)	3月16日(金)午後1時30分～3時30分/4人/弁護士	男女共同参画センター「パルモ」(神野ふ頭町ライフポートとよはし内)	男女共同参画センター ☎33・2822(予約制。3月2日からの月～土曜日午前9時～午後3時)
女性のための悩みごと電話相談	月～土曜日(祝・休日、第3月曜日を除く)午前9時～午後3時	—	男女共同参画センター相談室 ☎33・3098
面接・電話による女性相談 (女性特有の病気や体に関する悩み)	水～金曜日(祝・休日を除く)午前9時～午後3時/女性看護師	市民病院患者総合支援センター(青竹町字八間西)	市民病院患者総合支援センター ☎33・6232(面談のみ予約制。月～金曜日午前9時～午後3時)
農家(農事)相談	3月5日(月)・19日(月)午後1時30分～3時30分	市役所農業委員会室(西館3階)	農業委員会 ☎51・2956
住宅・建築相談 (建築全般・現住居の不具合・増改築・耐震・測量・登記相談など)	3月7日(水)午後1時30分～4時/3組/一級建築士相談	市役所東128会議室(東館12階)	住宅課 ☎51・2602 (予約制。各前日の午後3時まで)
	3月14日(水)午後1時30分～4時/一級建築士相談3組、土地家屋調査士相談3組	市役所東84会議室(東館8階)	
弁護士による法律相談	3月9日(金)・16日(金)午後1時～4時/各6組	市役所安全生活課(東館2階)	安全生活課 ☎51・2304 (予約制。希望日の2週間前の午前8時30分から※祝・休日の場合は、その前日から)
	水曜日(祝・休日を除く)午後1時～4時/各6組		
	木曜日(祝・休日を除く)午後1時～3時	愛知県東三河県民生活プラザ(愛知県東三河総合庁舎1階)	愛知県東三河県民生活プラザ ☎52・7337(予約制)
市民相談 (生活上の悩み事など)	月～金曜日(祝・休日を除く)午前9時～午後5時(受け付けは午後4時30分まで)	市役所安全生活課(東館2階)	安全生活課 ☎51・2300 ※電話相談も可
多重債務者相談 (債務整理の相談など)	月～金曜日(祝・休日を除く)午前10時～正午、午後1時～4時30分	市役所安全生活課(東館2階)	安全生活課 ☎51・2305 ※電話相談も可
	月～金曜日(祝・休日を除く)午前9時～午後5時15分	愛知県東三河県民生活プラザ(愛知県東三河総合庁舎1階)	愛知県東三河県民生活プラザ ☎52・7337 ※電話相談も可
	[弁護士相談]第2・4水曜日(祝・休日を除く)午後1時～4時(予約可)		